

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

地方自治法の一部改正（24.5.11 公布、25.4.13 施行）に伴い、災害派遣手当に含まれる手当に「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発せられた場合において、緊急事態措置区域となった区市町村が、他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、当該職員に対して支給する手当である。

2 支給額

支給額は滞在する期間に応じ、下表に定める額（災害派遣手当と同額）とする。

滞在する施設 滞在する期間	公用の施設又はこれに準じる 施設（一日につき）	その他の施設 （一日につき）
30日以内	3,970円	6,620円
30日超～60日以内		5,870円
60日超		5,140円

3 施行期日

公布の日